

# アメリカによるベネズエラへの

国際法違反!!

# 武力攻撃に反対!

## アメリカに追従する 高市発言に抗議!

2026年1月3日、米国トランプ政権はベネズエラ支配を狙った軍事攻撃を行い、マドゥロ大統領を拘束しました。マドゥロ氏はニューヨークに拉致同然に移送され、地方連邦裁判所で裁判にかけてられています。

国連憲章は、「武力による威嚇または武力の行使」を原則として禁止していますし、今回の軍事攻撃は、国連安全保障理事会の決議を経ているわけでもありません。国連の常任理事国である米国がこのような強硬手段に打って出るとは、**国連憲章をはじめとする国際法違反であり、主権を侵害するものです。**自衛権の発動は例外的に認められていますが、今回のことがそれに当たるとは全く言えません。

## 平和外交こそ、 憲法の理念!!



国連のグテーレス事務総長が「地球全体に懸念すべき影響を及ぼしかねない」と批判したほか、ブラジル、チリ、コロンビア、スペイン、メキシコ、ウルグアイの南米6か国は非難する共同声明を発表しています。またEU議長やフランス、ドイツ、イギリスなどからも、「**国際法の根底にある武力不行使の原則に違反**」など、アメリカへの牽制や批判、懸念の声が上がっています。

一方で高市首相は、この攻撃を「事案」という言葉で矮小化し、アメリカという国名を名指すことを避け、「外交努力を進める」ととどまり、「**国際法違反**」という指摘さえできない有様です。現状の日米同盟とは、昨年の米国によるイラン空爆にも理解を示すなど、批判することもできないものだと暗に語ってしまっているのです。

ですが、日本国憲法は第9条において「**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する**」と定めています。社民党は、**憲法の平和主義の理念**に則り、平和的な手段による国際紛争の解決に力を尽くす決意です。そして、日本政府に対してもそのことを強く求めていきます。

### 戦争よりも平和を私は選ぶ



# 社会新報

THE SHAKAI SHIMPO

2026年冬季号外

発行所

社会民主党全国連合機関紙宣伝局  
週刊(木曜日発行)

〒104-0043 東京都中央区湊3-18-17マルキ根本ビル5F  
電話代表 03(3553)3787・振替 00140-1-3203  
●定価185円 ●1ヵ月720円 ●送料168円

「がんばれ社民党」郵便振替 00130-9-463037  
カンパのお願い 口座名 「がんばれ社民党」

社民党サポーター一大募集!

一緒に社会を変えませんか?

